

# 一般社団法人全国異業種連携協議会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国異業種連携協議会と称する。略称をIRKとする。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、主として全国の中小企業を中心とする各地域の異業種グループ・企業及び団体・大学等と連携し、新たな産業基盤構築のための支援事業を行い、次世代のコアとなるべき新しい製品・企業・産業秩序の創造に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 企業連携による価値創造を支援する事業
- (4) 各地域連携を普及・啓発する事業
- (5) 社会的貢献活動を支援する事業
- (6) 国際的連携を支援する事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

### (法人の構成員と入会)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 会員として入会しようとするものは、社員総会において別に定める基準に従って、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとする。

3 入会は、社員総会において別に定める基準に従って、理事長の承認を受けなければならない。

### (経費等の負担)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退社)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、社員総会は、正会員をもって構成する。

#### (開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

#### (招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、理事会が必要と認め招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに各社員に通知しなければならない。

#### (決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもってこれを行う。

#### (議決権)

第14条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

#### (議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 役員等

### (種別及び定数)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事と定め、代表理事をもって理事長とする。

4 理事のうち、会長を1名、副理事長を3名以内、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

5 顧問、相談役を置くことができる。

### (選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

### (理事の職務権限)

第19条 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長は当法人の業務を統括し、副理事長は理事長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第29条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しな

い場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第34条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	森岡 吉男
設立時理事	小川 洋史
設立時理事	片山 長昭
設立時理事	寺家 照二
設立時理事	鈴木 艶子
設立時代表理事	南出 健一
設立時監事	古思 健

(設立時社員の氏名及び住所)

第35条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	石川県金沢市
		氏名	森岡 吉男
	2	住所	大阪府吹田市
		氏名	小川 洋史
	3	住所	奈良県生駒市
		氏名	片山 長昭
	4	住所	京都府長岡京市
		氏名	寺家 照二
	5	住所	石川県金沢市
		氏名	鈴木 艶子

- 6 住所 神奈川県川崎市宮前区  
氏名 南出 健一
- 7 住所 神奈川県川崎市麻生区  
氏名 古思 健

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国異業種連携協議会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年6月18日

設立時社員 森岡 吉男

設立時社員 小川 洋史

設立時社員 片山 長昭

設立時社員 寺家 照二

設立時社員 鈴木 艶子

設立時社員 南出 健一

設立時社員 古思 健